

地震に備える木造住宅等の各助成事業

地震への備えは安全・安心の第一歩です

葛飾区では、地震による住宅の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するため、耐震診断の結果により、補強設計・耐震改修、建替え、除却等に要する費用の一部を助成しています。

旧耐震基準木造住宅

- 耐震診断（無料）
- 補強設計・耐震改修
- 建替え
- 除却
- 耐震シェルター等設置

▶ 4～7ページ

新耐震基準木造住宅

- 戸別訪問（無料）
- 耐震診断
- 補強設計・耐震改修

▶ 8～9ページ

その他の助成制度

- 液状化判定調査（無料）
- 地盤調査
- 液状化対策
- ブロック塀等撤去・再築
- アスベスト調査・対策

▶ 11～15ページ

NEW

障害者等加算制度（令和8年4月開始）

障害者等が居住する住宅では、
補強設計・耐震改修の助成額が加算されます。

※詳細は10ページをご確認ください。

お願い：必ず契約前に、建築課窓口にご相談ください。

お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 建築課 建築安全係（区役所新館3階 窓口305番）
TEL 5654-8552・5654-8553・5875-7827
〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

各助成制度の申請書等は建築課窓口、葛飾区公式サイト（ホームページ）にあります。

葛飾区 耐震化

検索



木造住宅耐震事業助成制度の手続きの流れ

昭和56（1981）年5月31日以前に工事に着手されたものである

Yes

No

助成対象外

平成12（2000）年5月31日以前に
工事に着手されたものである

戸別訪問の
無料派遣申請

No

戸別訪問
（区からの無料派遣）を
受けた

Yes

1週間程度

戸別訪問の実施

2週間程度

Yes

耐震診断
（区からの無料派遣）を
受けた

No

耐震診断の
無料派遣申請

1週間程度

耐震診断の実施

耐震診断の
承認申請

Yes

2週間程度

耐震診断の実施

耐震性能チェックの判定が、
「専門家による検証が必要」
である

No

Yes

耐震診断の結果、
構造評点が1.0未満である

No

一応安全な建物のため、
助成対象外

Yes

承認申請

旧耐震：補強設計・耐震改修／建替え／除却
新耐震：補強設計・耐震改修

2週間程度

※年度をまたぐ場合、1～2か月程度

承認通知書の受領

契約はこの段階から可能

契約・工事へ

必要書類が揃った後、速やかに

着手届の提出

工事完了

交付申請・請求

2週間程度

交付決定通知書の受領

2週間程度

助成金の振込

受付期限
令和8年12月11日（金）
※上記期限に間に合わない場合は、
ご相談ください。

木造住宅耐震事業の受付期限

新耐震基準戸別訪問
(区からの無料派遣)

旧耐震基準耐震診断
(区からの無料派遣)

令和9年3月上旬

新耐震基準耐震診断

補強設計・耐震改修

建替え

除却

補強設計・耐震改修
(障害者等加算制度)

耐震シェルター等設置
※耐震診断は必要ありません。

令和8年12月11日(金)

※上記期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

注意事項

- (1) 原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
- (2) 助成金を受領する助成金交付申請は申請した年度の2月末を目安に提出してください。
- (3) 区の承認前に契約行為(仮契約や事前の代金支払い等を含む)を行うと助成できなくなります。
- (4) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。

対象者

申請者は建物の所有者(共同所有等の場合は代表者)となります。
(申請者: 請負工事の契約、工事費の支払い、助成金の受領を行う方)
申請前に次の書類をご用意ください。

建物の所有者・建築時期が確認できる書類など

※いずれか1つ

- 既存建築物の登記事項証明書の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)
- 固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
- 土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し

【申請者が法人の場合】

- 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
(インターネット版は照会番号があるもの)

【共同所有の場合】

- 他の所有者からの同意書

【所有者の親族が申請する場合】

- 所有者からの同意書
- 所有者との関係が分かる書類(戸籍謄本等)

【所有者が亡くなり、相続人が申請する場合】

- 亡くなったことが分かる書類(除籍謄本等)
- 相続人が分かる書類(原戸籍等)
- 相続人全員からの同意書

+

対象建築物

(○の条件を全て満たす必要があります)

No.	既存建築物の要件	新耐震基準戸別訪問	旧耐震基準耐震診断	新耐震基準耐震診断	補強設計・耐震改修	建替え	除却	耐震シェルター
1	昭和56(1981)年5月31日以前に工事に着手されたものであること。		○			○	○	○
2	昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日以前に工事に着手されたものであること。	○		○				
3	平成12(2000)年5月31日以前に工事に着手されたものであること。				○			
4	葛飾区内の2階建以下の在米軸組工法の木造住宅等(長屋、共同住宅含む)。 ※店舗併用の場合、住宅部分が全体の1/3以上あること。	○	○	○	○	○	○	○
5	耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。				○	○	○	
6	敷地が建築基準法の道路等に2m以上接していること。				○	○		
7	過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。	○	○	○	○	○	○	○
8	道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。 (切り取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)				○	○	○	

不燃化特区内の建替え・除却は、都市計画課の助成制度をご利用ください。

※不燃化特区の地域は、都市計画課ホームページでご確認ください。

旧耐震基準木造住宅助成金額

項目	助成限度額	助成金額の算定方法
補強設計・耐震改修	最大220万円	補強設計費と耐震改修工事にかかる費用の 2/3
補強設計・耐震改修 (障害者等加算制度)	最大281.2万円	補強設計費と耐震改修工事にかかる費用の 10/10
建替え	最大220万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 建替え工事に要する費用（建物本体にかかる費用のみ）
除却	最大180万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 除却工事に要する費用（建物本体にかかる費用のみ）
耐震シェルター等設置	最大60万円	耐震シェルター等の設置に要する費用の 2/3

旧耐震基準木造住宅耐震診断（区からの無料派遣）

旧耐震基準木造住宅の耐震診断とは

建築物が大地震（震度6強程度）によって倒壊の可能性があるかを確認することです。葛飾区が行う耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』による「一般診断法」です。耐震改修の必要性を判定することが主な目的であり、非破壊による目視調査で診断します。具体的には、建物の間取りや壁・窓の位置、可能な範囲で天井裏や床下の状況を確認しながら行いますので、おおよそ2～3時間程度の立ち会いが必要です。

耐震診断結果の見方

耐震診断の結果は『木造住宅の耐震診断と補強方法』による構造評点で表されます。

構造評点	判定	(発行元：一般社団法人日本建築防災協会)
1.5以上	倒壊しない	
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
0.7以上～1.0未満	倒壊の可能性がある	
0.7未満	倒壊の可能性が高い	

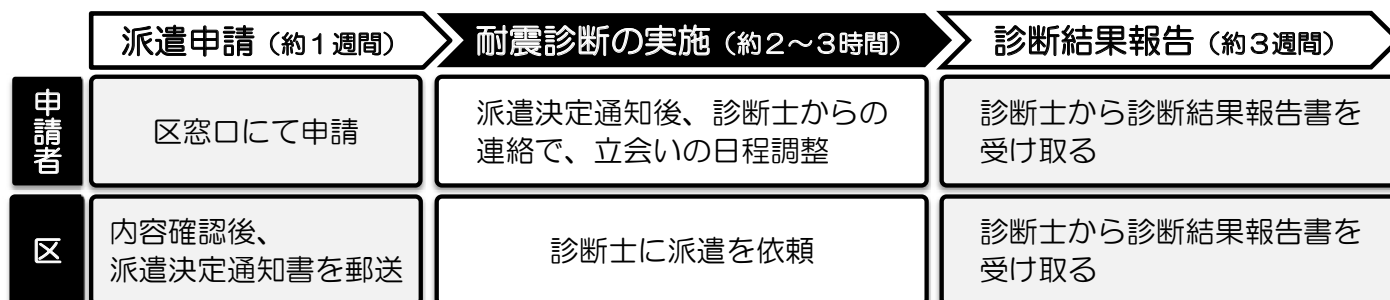
一応安全な建築物です。

補強設計・耐震改修、建替え、除却の
助成対象建築物です。

区が派遣する耐震診断士

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する者。
 - 2) 上記1) 以外の耐震診断士をご希望の方は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所の中から、ご自身でお選びください。（診断士は申請者が選択）
- ※2) の場合は、派遣申請の前に、区と耐震診断事務所が契約をしている必要があります。詳細は区へご相談ください。

耐震診断の流れ



補強設計・耐震改修

助成限度額：最大220万円

補強設計・耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする補強設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

手続きの流れ

承認申請

必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、承認通知書を郵送します。

約2週間
(年度をまたぐ場合、1～2か月程度)

設計契約

承認通知後、設計の契約をし、補強設計を進めてください。

設計完了届

設計完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、設計完了通知書を郵送します。

約2週間

着手届

設計完了通知後、工事の契約をしてください。
必要書類が揃った後、速やかに区へ着手届を提出してください。

中間検査

区へ中間検査申請書を提出し、中間検査を受けてください。

交付申請・請求

工事完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、交付決定通知書を郵送いたします。

約2週間

助成金振込

交付決定通知後、請求書記載欄の指定口座へ振り込まれます。

約2週間

今年度より、障害者等を対象とした加算制度を開始しました。
詳細については、10ページをご確認ください。

建替え

助成限度額：最大220万円

建替えとは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）し、新築する建替え工事を行うことです。

※国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。詳しくは、ご相談ください。

建替え後の建築物の要件

1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。

※省令準耐火建築物等の構造は助成の対象となりません。

※建替え後に、申請者以外の方が建物所有者になる場合、助成金の交付ができません。

申請内容に変更がある場合は、必ず工事契約前に区へご相談ください。

注意事項

1) 建替えは、除却 + 新築への助成制度なので、除却助成との併用はできません。

2) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。詳しくは、ご相談ください。

手続きの流れ

承認申請

必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、承認通知書を郵送します。

約2週間
(年度をまたぐ場合、1～2か月程度)

着手届

承認通知後、工事の契約をしてください。
必要書類が揃った後、速やかに区へ着手届を提出してください。

交付申請・請求

工事完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、交付決定通知書を郵送いたします。

約2週間

助成金振込

交付決定通知後、請求書記載欄の指定口座へ振り込まれます。

約2週間

除却

助成限度額：最大180万円

除却工事とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）する除却工事を行うことです。

注意事項

- 1) 建替え助成とは併用できません。
- 2) 工事完了が年度をまたぐ場合は、助成できません。

手続きの流れ

承認申請

必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、承認通知書を郵送します。

約2週間

着手届

承認通知後、工事の契約をしてください。
必要書類が揃った後、速やかに区へ着手届を提出してください。

交付申請・請求

工事完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、交付決定通知書を郵送いたします。

約2週間

助成金振込

交付決定通知後、請求書記載欄の指定口座へ振り込まれます。

約2週間

耐震シェルター等設置

助成限度額：最大60万円

耐震シェルター等設置とは

地震による住宅の倒壊から迅速な避難が困難な高齢者等の生命を守るため、耐震シェルター等を1階に設置することです。

対象者

下記のいずれかに該当する方、またはその方と同居する方

- 1) 65歳以上の方
- 2) 身体障害者手帳（1級から4級）の交付を受けている方

対象となる耐震シェルター等

東京都耐震ポータルサイト内

「木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門から選定して、区へ相談してください。

手続きの流れ

承認申請

必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、承認通知書を郵送します。

約2週間

着手届

承認通知後、工事の契約をしてください。
必要書類が揃った後、速やかに区へ着手届を提出してください。

交付申請・請求

工事完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、交付決定通知書を郵送いたします。

約2週間

助成金振込

交付決定通知後、請求書記載欄の指定口座へ振り込まれます。

約2週間

新耐震基準木造住宅助成金額

項目	建築時期	助成限度額	助成金額の算定方法
新耐震基準 木造住宅耐震診断	昭和56（1981）年6月1日から 平成12（2000）年5月31日 以前に工事に着手されたもの	最大20万円	耐震診断に要する費用の 2/3
補強設計・耐震改修		最大220万円	補強設計費と耐震改修工事に要する費用の 2/3
補強設計・耐震改修 (障害者等加算制度)		最大281.2万円	補強設計費と耐震改修工事に要する費用の 10/10

新耐震基準木造住宅戸別訪問(区からの無料派遣)

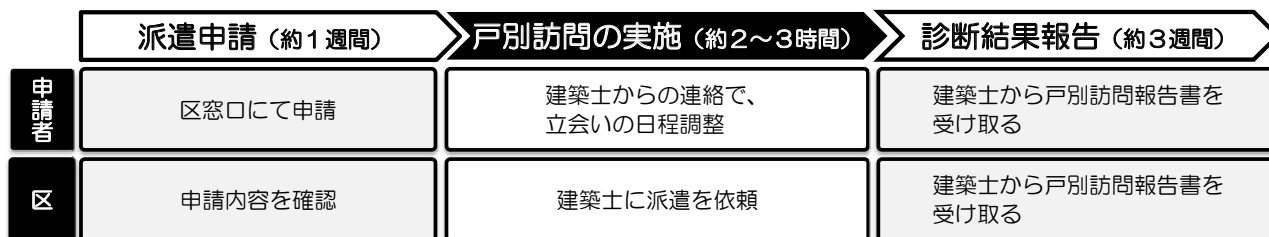
新耐震基準木造住宅戸別訪問とは

区は、一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士を無料派遣します。そして、昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手された木造住宅を対象として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による「木造住宅の耐震性能チェック」を行います。あわせて、建物の資料の確認、耐震助成制度の説明、今後の手続きの流れを説明します。

区が派遣する建築士

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する者。

戸別訪問の流れ



新耐震基準木造住宅耐震診断

助成限度額：最大20万円

新耐震基準木造住宅の耐震診断とは

昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手された木造住宅を対象として、建物が必要な耐震性能を満たしているか確認します。

助成対象の耐震診断方法は、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』による「精密診断法」です。区では、非破壊による目視調査で診断可能とします。

耐震診断を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士。
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士。
- 3) 上記1)、2) 以外の有資格者(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条の建築士)が行うもの。

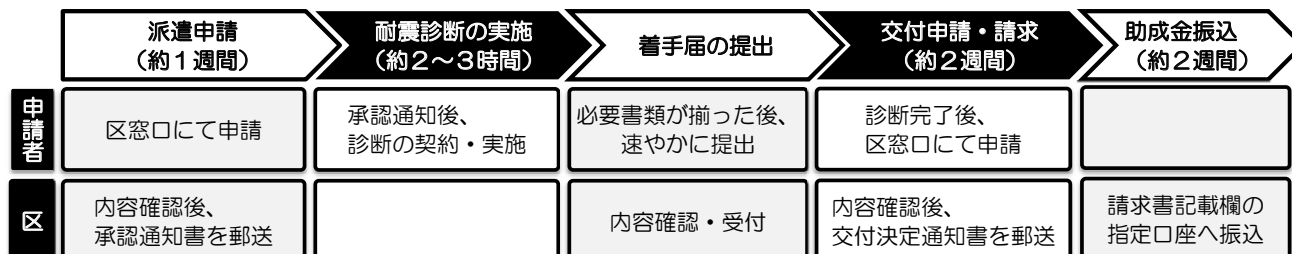
耐震診断結果の見方

耐震診断の結果は『木造住宅の耐震診断と補強方法』による構造評点で表されます。

構造評点	判定	
1.5以上	倒壊しない	一応安全な建築物です。
1.0以上~1.5未満	一応倒壊しない	
0.7以上~1.0未満	倒壊の可能性がある	補強設計・耐震改修の助成対象建築物です。
0.7未満	倒壊の可能性が高い	

(発行元：一般社団法人日本建築防災協会)

耐震診断の流れ



補強設計・耐震改修

助成限度額：最大220万円

補強設計・耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする精密診断法に基づいた補強設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

手続きの流れ

承認申請

必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、承認通知書を郵送します。

約2週間
(年度をまたぐ場合、1～2か月程度)

設計契約

承認通知後、設計の契約をし、補強設計を進めてください。

設計完了届

設計完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、設計完了通知書を郵送します。

約2週間

着手届

設計完了通知後、工事の契約をしてください。
必要書類が揃った後、速やかに区へ着手届を提出してください。

中間検査

区へ中間検査申請書を提出し、中間検査を受けてください。

交付申請・請求

工事完了後、必要書類を揃えて、区へ提出してください。
内容確認後、交付決定通知書を郵送いたします。

約2週間

助成金振込

交付決定通知後、請求書記載欄の指定口座へ振り込まれます。

約2週間

今年度より、障害者等を対象とした加算制度を開始しました。
詳細については、10ページをご確認ください。

補強設計・耐震改修（障害者等加算制度）

助成限度額：最大281.2万円

補強設計・耐震改修（障害者等加算制度）とは

障害者等が居住する建築物が、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された場合、1.0以上に補強設計を行い、その設計に基づいて耐震改修工事を実施することで、助成額が加算をされる制度です。

障害者等

下記のいずれかに該当する方

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 | 2) 愛の手帳の交付を受けている方 |
| 3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 | 4) 要介護認定または要支援認定を受けている方 |

対象者

上記「障害者等」に該当する方、またはその方と同居する親族の方

対象となる建築物

下記のすべてに当てはまるもの

- 1) 上記「対象者」が居住していること。
- 2) 平成12（2000）年5月31日以前に工事に着手されたものであること。
- 3) 葛飾区内の2階建以下の在来軸組工法の木造住宅（長屋、共同住宅含む）。※店舗併用の場合、住宅部分が全体の1/3以上。
- 4) 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。
- 5) 敷地が建築基準法の道路等に2m以上接道していること。
- 6) 過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。
- 7) 道路整備・区画整理など、都市計画事業等による保証を受けていないこと。（切取り保障は助成対象となる場合があります。）

補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 上記1)と2)以外の建築士が補強設計を行う場合は、その設計について、1)の団体の評価を受けた者

手続きの流れ

『補強設計・耐震改修』と同様になります。P5またはP9をご確認ください。

参考事例（補強設計・耐震改修）

『補強設計・耐震改修』助成制度を活用することで、自己負担を抑えて耐震化できる場合があります。建物の状況によっては、床や天井を壊さず、低価格・短い工期で耐震化できる場合もあります。

以下の表は、令和7年度に実施した事例です。※建物の状況により工事内容・費用は異なります。

事例1	事例2	事例3
S48築 延べ面積：54.55㎡	S52築 延べ面積：77.02㎡	S30築 延べ面積：115.26㎡
耐震工事費 1,925,000円	耐震工事費 2,667,000円	耐震工事費 3,487,000円

『補強設計・耐震改修』助成制度を活用した場合の申請者負担額 -----

642,000 円

889,000 円

1,287,000 円

『補強設計・耐震改修（障害者等加算制度）』助成制度を活用した場合の申請者負担額 -----

0 円

0 円

675,000 円

その他助成の受付期限

液状化判定
調査者派遣
(区からの無料派遣)

令和9年3月上旬

地盤調査

液状化対策

ブロック塀等撤去・対策

アスベスト調査

アスベスト対策

交付申請書を令和9年2月末までにご提出ください。

※上記期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

注意事項

- (1) 原則、承認申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
- (2) 区の承認前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。
- (3) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。

液状化判定調査者派遣（区からの無料派遣）

液状化判定調査とは

※地盤調査助成との併用はできません。

液状化判定をするための判定調査者を区から無料で派遣し、液状化の可能性を判定します。

対象要件

- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 区が判定結果報告書を利用、公開することについて、敷地の所有者等から承諾を受けること。

調査方法

ピエゾドライブコーン（PDC）と呼ばれる機械により地盤の硬さ、間隙水圧の測定をもとに液状化の安全率（液状化しやすさ）を評価します。

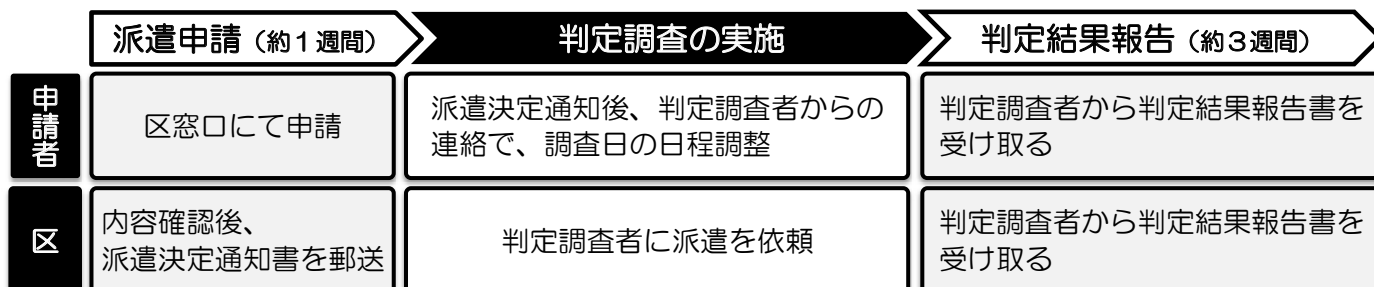


PDC

調査を受けるにあたって

目安として、2m×2mの調査スペースが必要になります。機材の搬入経路の有無や調査場所の状況にもよりますので、判定調査者が現地を見て調査の可否を判断いたします。

液状化判定調査者派遣の流れ



結果報告後

判定結果によって、液状化対策助成を受けられる場合がございます。

詳しくは、区へご相談ください。

受けられる場合は、液状化対策の承認申請をしてください。

地盤調査

助成限度額：最大50万円（地盤調査に要する費用の10/10）

地盤調査とは

※液状化判定調査者派遣との併用はできません。

ボーリング調査を行い、地盤に試験器具の貫入をして孔を開けるとともに、土を採取して調べることで地層の構成、層ごとの固さ、地下水位、土の性質などを調べ、敷地の液状化判定をすることです。

※SWS試験〔スクリューウェイト貫入（旧スウェーデン式サウンディング）試験〕は対象外です。

対象となる敷地

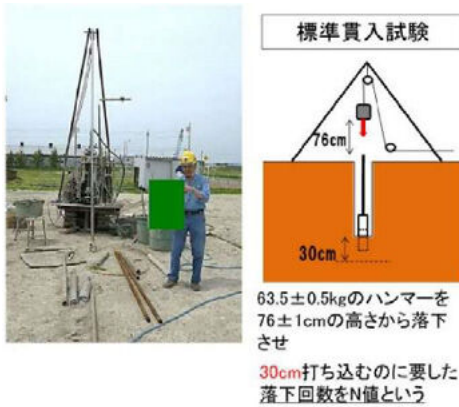
※この他にも条件があります。区へご相談ください。

- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 新築又は建替えを行う敷地であること。
- 3) 階数が3以下であること。
- 4) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 5) 延べ面積が500㎡以下であること。
- 6) 区が地盤調査データを利用、公開することについて、敷地の所有者等から承諾を受けること。

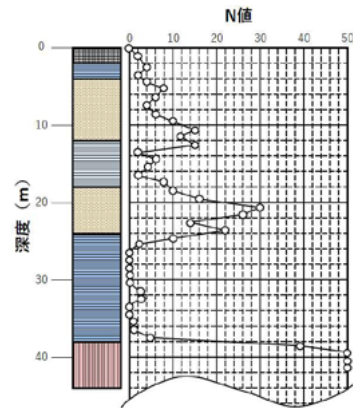
調査方法

ボーリング調査（標準貫入試験）、土質試験、地下水位測定などを行い、液状化の可能性を判定します。

試験に用いる試料は、調査で採取したものを使用します。

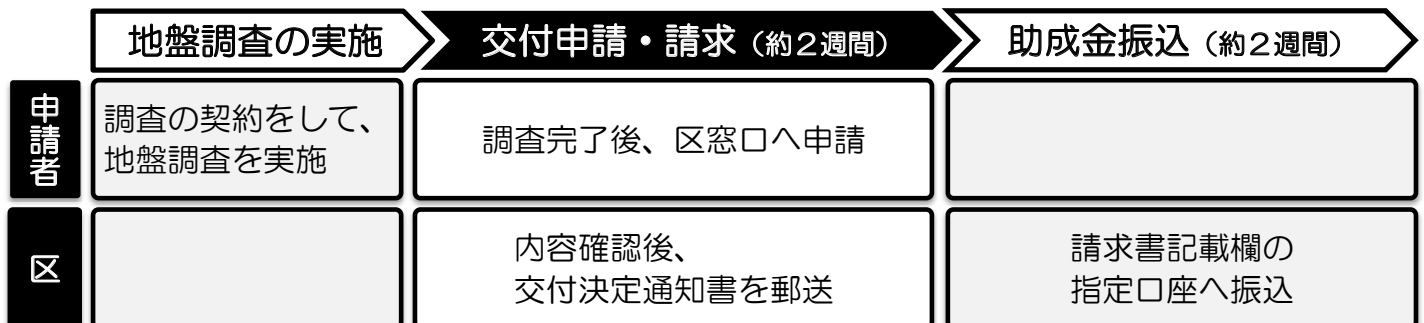


参考：ボーリング調査



参考：地盤調査データ（柱状図）

地盤調査の流れ



液状化対策

助成限度額：最大130万円（液状化対策に要する費用の1/2）

液状化対策とは

地盤調査をした結果、液状化すると判定された敷地に対し、液状化を低減するための工事を行うことです。

対象となる敷地

※この他にも条件があります。区へご相談ください。

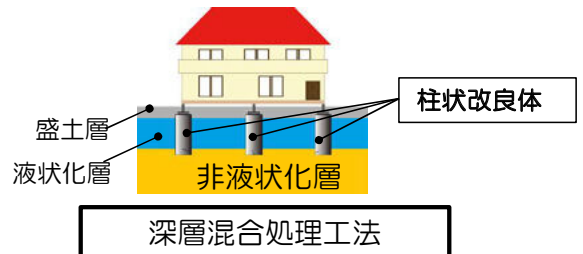
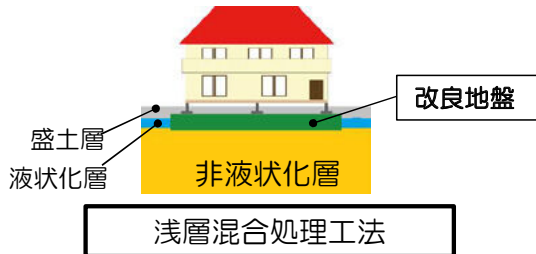
- 1) 葛飾区内にある敷地であること。
- 2) 新築又は建替えを行う敷地であること。
- 3) 木造である建築物にあっては階数が3以下、その他の構造である建築物にあっては階数が2以下のもの。
- 4) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅。店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること。
- 5) 延べ面積が200㎡以下であること。
- 6) 地盤調査の結果、顕著な液状化被害の可能性が「高い」又は「比較的低い」と判定されたもの。

※液状化判定調査者派遣により液状化判定され、所定の条件を満たせば、助成対象になる場合がございます。

対策工法

1) 改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター）に規定する地盤改良工法

液状化の被害を低減して、建物の被害を抑える対策工法です。



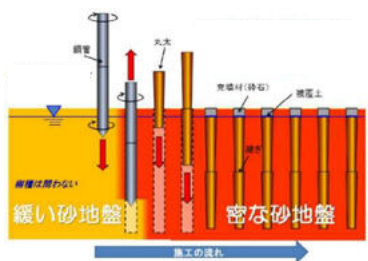
建物下部の液状化層に土とセメント系固化材などを混ぜて、層状、板状に改良する工法です。

土とセメント系固化材を混ぜた円柱状の改良体を、非液状化層まで造成し、基礎直下に杭のような形で配置して地盤改良する工法です。

非液状化層：液状化する可能性の低い層

2) 丸太打設液状化対策&カーボンストック(LP-LiC)工法

液状化対策を行いながら、地球温暖化緩和、林業再生に貢献する工法です。



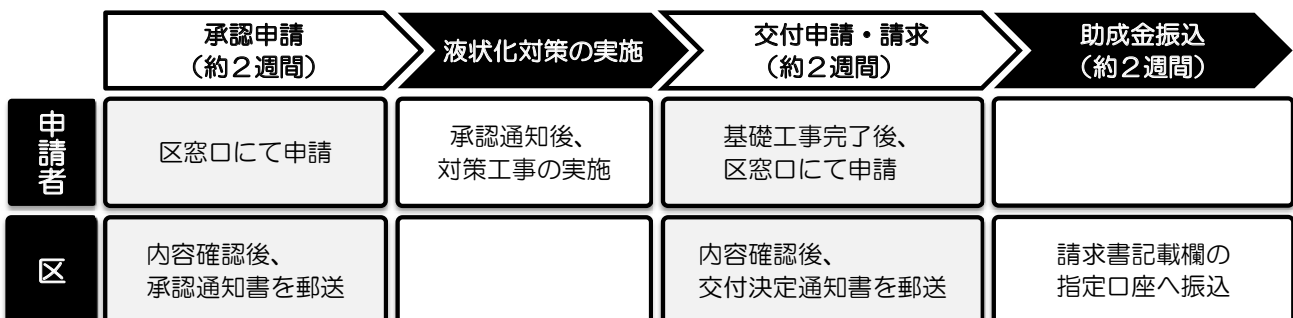
この工法では100㎡の戸建て住宅を改良した場合、炭素貯蔵量は、家庭1世帯からのCO²排出量の約10年分に相当します。



間伐材などの丸太を地中に打設し、緩い砂地盤を密実にする事で液状化対策を行う工法です。

樹木は大気中からCO²を吸収固定します。この工法は間伐などで伐採した炭素貯蔵した丸太を活用し、地中に炭素を貯蔵します。あらたに植林することで森はさらに成長して炭素を貯蔵しCO²の削減をします。

液状化対策の流れ



ブロック塀等撤去・再築

助成限度額：避難路等での撤去 最大40万円、その他での撤去 最大30万円、再築1mあたり11,000円

ブロック塀等撤去・再築とは

道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事や、再築工事を行うことです。
撤去工事は、ブロック塀等の撤去を行うことです。
再築工事は、ブロック塀等の撤去とともに、新たなブロック塀等の設置を行うことです。

対象者

- 1) ブロック塀等の所有者
- 2) 上記1) の者から委任を受けてブロック塀等の管理を行う者

対象となるブロック塀等の条件（撤去・再築）

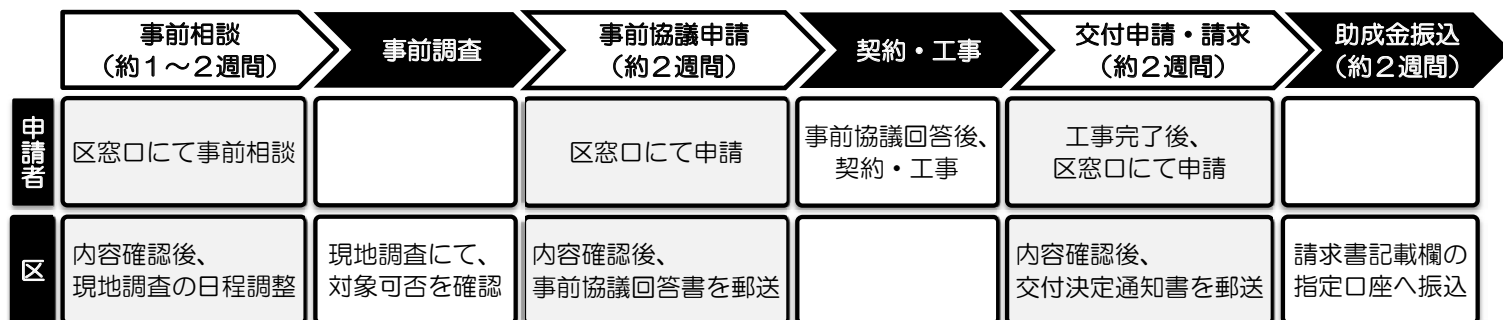
撤去工事	再築工事
1) 葛飾区内にあるブロック塀等であること 2) 建築基準法上の道路等または区が管理する公園や児童遊園に面していること 3) ブロック塀等の高さが1.2m以上であること 4) 区が危険なブロック塀等であると認めたもの	撤去工事を行い、次の1) 2) 3) のいずれかに該当するもの 1) 新たなブロック塀等の高さは1.2m以下であること 2) 擁壁上に新たなブロック塀等を設置する場合、擁壁を含めた高さが1.2m以下、かつ新たなブロック塀等の高さが60cm以下であること 3) 新たなブロック塀等の高さが60cm以下、かつ新たなブロック塀等とフェンス等の合計の高さが1.8m以下であること

助成金額

※申請にあたって、再築を受けたい方は、撤去と一緒に申し込んでください。

項目	助成限度額	助成金額の算定方法
撤去工事	最大40万円	次のいずれか低い額 1) 撤去工事に要する額の1/2 2) 撤去する長さ1mあたりに20,000円を乗じた額
	最大30万円	次のいずれか低い額 1) 撤去工事に要する額の1/3 2) 撤去する長さ1mあたりに8,000円を乗じた額
再築工事		次のいずれか低い額 1) 再築工事に要する額 2) 再築する長さ1mあたりに11,000円を乗じた額 ※再築工事の助成対象は、撤去工事で助成するブロック塀等の長さまで

ブロック塀等撤去・再築の流れ



アスベスト調査

助成限度額：住宅または兼用住宅 最大10万円 共同住宅 最大30万円

アスベスト調査とは

屋外または屋内で、アスベストが含有する可能性のあるレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者により、分析調査することです。

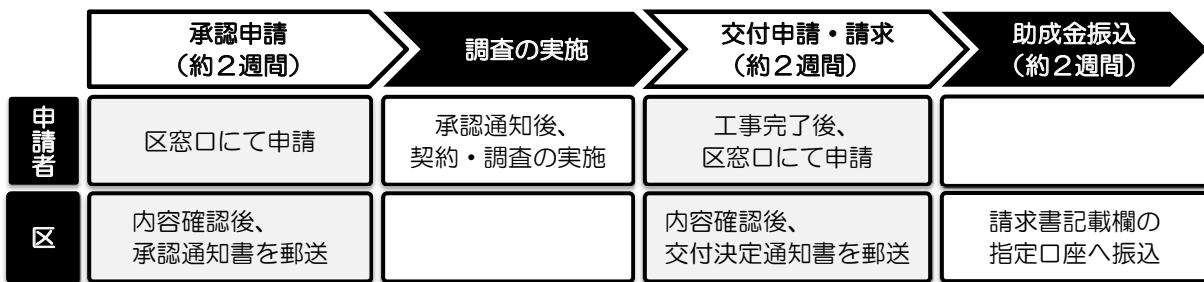
分析方法は、専門的分析機関によるものになります。

対象建築物と助成金額

※この他にも条件があります。区へご相談ください。

対象建築物	助成限度額	助成金額の算定方法
住宅または兼用住宅	最大10万円	調査にかかる費用の 1/2
共同住宅	最大30万円	

アスベスト調査の流れ



アスベスト対策

助成限度額：住宅または兼用住宅 最大30万円 共同住宅 最大100万円

アスベスト対策とは

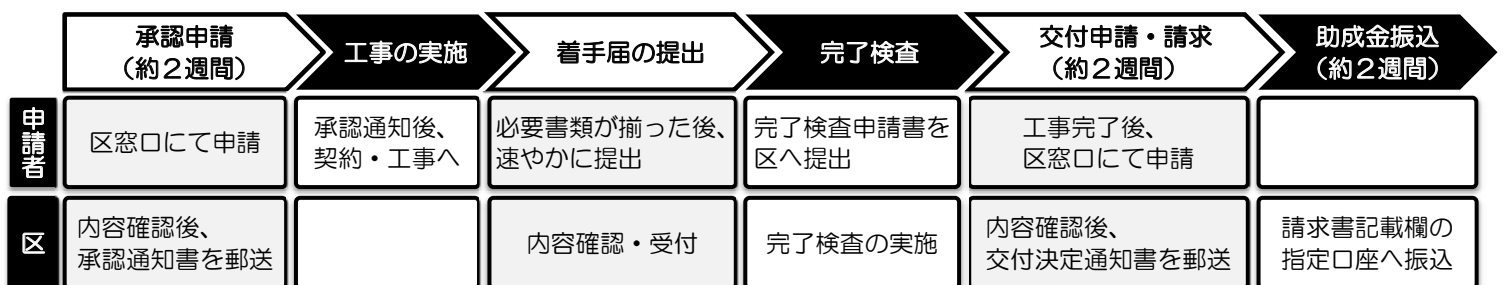
屋外または屋内で、アスベストが含有すると判明したレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者の工事計画により、除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事をする事です。

対象建築物と助成金額

※この他にも条件があります。区へご相談ください。

対象建築物	助成限度額	助成金額の算定方法
住宅または兼用住宅	最大30万円	調査にかかる費用の 1/2
共同住宅	最大100万円	

アスベスト対策の流れ



よくある質問（耐震事業 Q & A）

Q.1 耐震改修工事は、どのようなことをするのですか？ 費用はどれくらいかかりますか？

A 主に次の補強工事を行います。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1) 基礎補強工事 | 2) 土台、柱等接合部の金物補強等工事 |
| 3) 壁補強工事（筋かい設置、構造用合板設置等） | 4) 屋根軽量化工事 |

費用は、住宅の築年数や規模、補強設計の内容などで異なります。

費用・工期を抑えた工法もありますので、設計事務所等に相談してください。

また、耐震改修工事と同時に断熱改修を行うと費用面で有効になります。

Q.2 耐震改修工事の工事会社選定の相談等は、どこにすればいいですか？

A 自身で工事業者を選んでいただく必要があります。参考に次のような方法が考えられます。

- 1) 補強設計を行った建築士へ相談する。
- 2) 葛飾区役所 区民相談室の「建築・リフォームなんでも相談」や「住宅修繕相談」へ相談する。
TEL：03-5654-8612～5

よくある質問（地盤調査・液状化対策 Q & A）

Q.1 どのような工法を行えば、液状化対策助成を受けられますか？

A 区の助成対象となるのは、次のアカイの工事となります。

ア 技術指針に従い、液状化層の土とセメント系固化材を混ぜた改良体を非液状化層に到達させる工事

- 1) 深層混合処理工法（柱状改良工法）
- 2) 浅層混合処理工法（表層改良工法）

イ 区が認める工事

- 1) 丸太打設液状化対策&カーボンストック（LP-LiC）工法

よくある質問（ブロック塀等撤去・再築 Q & A）

Q.1 隣地との境界にあるブロック塀等でも、助成は受けられますか？

A 助成は受けられません。ただし、隣地が区が管理する公園、児童遊園の場合には、助成を受けられます。

Q.2 ブロック塀等が面している道路が私道の場合でも、助成は受けられますか？

A 建築基準法上の道路等である私道であれば、助成を受けられます。

Q.3 撤去時に基礎を残しても、助成は受けられますか？

A 助成は受けられません。

ただし、擁壁の上にブロック塀が積んである場合には、擁壁を残して、ブロック塀部分のみの撤去でも助成を受けられる場合があります。

よくある質問（アスベスト調査・対策 Q & A）

Q.1 アスベストのレベル2保温材等、レベル3成形板等は、助成の対象になりますか？

A 助成の対象は、レベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）のみとなります。

参考：東京都都市整備局『所有者・管理者のための建築物のアスベスト対策と事例紹介』

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/asbestos/taisaku.html>

Q.2 調査したものにアスベストが含まれていなかった場合、助成は受けられますか？

A 調査を行えば助成を受けられます。

Q.3 アスベスト対策の除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事は、どのようなものですか？

A 除去工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層を下地から取り除くものです。

封じ込め工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト層に薬剤を塗布することにより、粉じんが飛散しないようにするものです。

囲い込み工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト含有吹付け材の層が露出しないように板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止を図るものです。